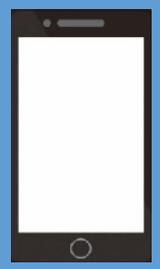


いつでも！どこでも！ スマートフォンから税金などが 納付できるようになります



令和2年9月1日から、小野町の税金などがスマートフォン決済アプリで納付できるようになりますのでご利用ください。

対象となる税金など

- 町県民税
 - 軽自動車税
 - 固定資産税
 - 国民健康保険税
 - 住宅使用料
 - 水道使用料
 - 保育園保育料
- ※令和2年9月1日以降に納期限が到来する税金などからご利用できます。

利用できるスマートフォン決済アプリ

各種アプリのダウンロードはこちらのQRコードから行ってください。



利用方法

- ①上記のアプリをインストールし、アプリを起動してください。
- ②税金などの納付書に印字されているバーコードを読み取ってください。
- ③支払い内容を確認し、支払いボタンを押してください。
- ④支払い完了画面が表示されれば、支払い終了となります。

利用上の注意事項

- 納期限が過ぎている納付書はご利用できません。
- 納付書に印字されているバーコードが必要となります。
- 金額が30万円を超えているものはご利用できません。
- 領収書は発行されませんので、各アプリの「利用明細」でご確認ください。
- アプリのご利用については無料ですが、パケット通信料については自己負担となります。



税務課 ☎72-6932



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証された適切に管理された森からの木材を含んだ用紙で印刷されています。